

令和5年度

給与所得等に係る

市民税・県民税特別徴収のしおり



銀河連邦サンリクオオフナト共和国PRキャラクター

おふなトン

大船渡市総務部税務課 市民税係

〒022-8501 岩手県大船渡市盛町字津野沢15

TEL：0192-27-3111（内線154）

FAX：0192-21-3122

ホームページ：<https://www.city.ofunato.iwate.jp/>



## ～目次～

1. 個人住民税（市民税・県民税）の特別徴収について	2 頁
2. 各種異動届出書の提出について	5 頁
3. 納期の特例の申請について	6 頁
4. 納期限について	7 頁
5. 各種異動届出書の記入例について	
①【退職による普通徴収の場合】	8 頁
②【退職による一括徴収の場合】	9 頁
③【転勤等による特別徴収継続の場合】	10 頁
④【特別徴収から普通徴収に変更する場合】	11 頁
⑤【普通徴収から特別徴収に変更する場合】	12 頁
⑥【退職金に市民税・県民税がかかる場合】	13 頁
6. 納入書の取扱いについて	
①退職・転勤・税額変更等で、給与分の支払額を変更する場合	14 頁
②予備の納入書を使用して納入する場合	15 頁
③給与分の支払額に変更なく、 退職所得分の市民税・県民税を合わせて納入する場合	16 頁
④退職所得に係る市民税・県民税のみ納入する場合	16 頁
7. 各種異動届出書について	18 頁

# 1. 個人住民税（市民税・県民税）の特別徴収について

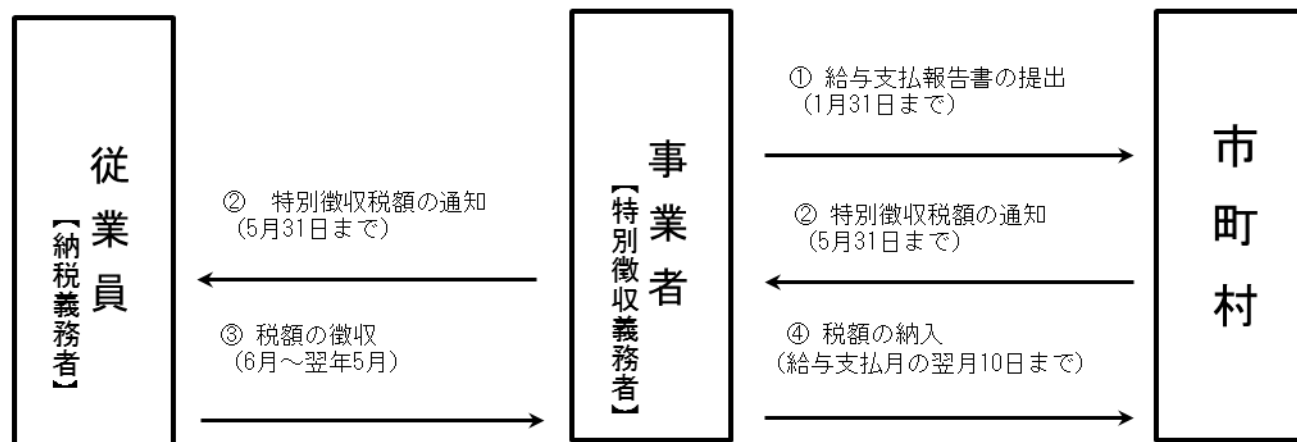
## 1. 特別徴収義務者（事業所）の指定

大船渡市では、毎年4月1日現在において所得税の源泉徴収義務がある事業所（法人・個人問わず）は、地方税法第321条の4第1項及び大船渡市税条例第44条の規定により市民税・県民税の特別徴収義務者として指定しています。

## 2. 特別徴収税額（月割額）の徴収方法

個人別の「市民税・県民税特別徴収税額」の月割額により、6月から翌年5月（計12回）まで毎月給与の支払いをする際に徴収してください。

### 個人住民税（市民税・県民税）の特別徴収の流れ



### 3. 特別徴収税額の納入について

各納税義務者から徴収した月割額の合計額を「市民税・県民税納入書」により、徴収した月の翌月10日までに納入してください。ただし、納期限が土曜日、日曜日又は休日の場合はその翌日、また、土曜日、日曜日及び休日が続くときは、当該連続した休日の最後の休日等の翌日が納期限となります。

#### (1) 退職者の一括徴収の場合

一括徴収税額はその徴収した月の翌月10日までに、他の納税義務者に係る特別徴収税額とあわせて納入してください。

※市民税・県民税の特別徴収義務者（事業所）は、地方税法第321条の5第2項の規定に基づき、翌年1月1日から4月30日までの間に、退職等の理由で特別徴収から普通徴収へ切り替えとなる場合は、残額を一括徴収する義務があります。

#### (2) 特別徴収税額の変更について

納税義務者に係る特別徴収税額に誤りがあつたり、所得税の確定申告や修正申告等により税額が変更になった場合は、直ちに「税額変更通知書」を送付しますので、変更された月割額を徴収してください。

変更の結果、過納となる場合には、原則、納めていただいた税額を納税義務者へ直接還付します。

### 4. 大船渡市指定金融機関等

岩手銀行本店・支店・出張所／東北銀行大船渡支店／北日本銀行大船渡支店／東北労働金庫大船渡支店／気仙沼信用金庫(大船渡市内の各支店)／大船渡市農業協同組合本店・支店／東日本信用漁業協同組合連合会(大船渡市内の各支店)／ゆうちょ銀行(郵便局)

## 5. その他

下記の異動・変更が発生した場合は、それぞれの届出書に必要な事項を記入のうえ、大船渡市総務部税務課市民税係まで提出してください。

(1) 従業員の退職・転勤などの場合(特別徴収の対象者から外す場合)

⇒【給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書】を提出。

(2) 普通徴収から特別徴収へ切り替える場合(特別徴収の対象者に入れる場合)

⇒【普通徴収から特別徴収への切替届出書】を提出。

(3) 社名・所在地・送付先などの変更があった場合

⇒【特別徴収義務者所在地・名称変更届出書】を提出。

特別徴収に係る各種異動届出書は、大船渡市ホームページからダウンロードできます。

『大船渡市ホームページ』⇒『くらしの情報』⇒『税金(くらしの情報)』⇒『市・県民税(住民税)』  
⇒『申請届出書ダウンロード【税金】』

- ・給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書(PDF)
- ・普通徴収から特別徴収への切替届出書(PDF)
- ・特別徴収義務者所在地・名称変更届出書(PDF)
- ・退職所得に係る市民税・県民税の納入内訳書(PDF)
- ・特別徴収税額の納期の特例申請書(Word)
- ・納期の特例の要件を欠いた場合の届出書(Word)



## 2. 各種異動届出書の提出について

### ■特別徴収に係る各種異動届出書

(1) 特別徴収されている方が、退職等により給与の支払いを受けなくなった場合、給与の支払いを受けなくなった月の翌月10日までに「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。

また1月1日から4月30日までの間に、退職等で特別徴収から普通徴収へ切り替えとなる方で、市民税・県民税の未徴収税額がある場合は、地方税法第321条の5第2項により一括徴収することが義務づけられています（死亡退職を除く）。

(2) 普通徴収されている方を、特別徴収に変更する場合、特別徴収の開始を希望する月の前月10日までに「普通徴収から特別徴収への切替届出書」を提出してください。

### ■2月11日から5月10日までの間に提出された各種異動届出書の処理について

出納閉鎖期間の関係で、上記の期間に提出した下記の異動届出書の処理については、次のとおりです。

(1) 退職等による特別徴収から普通徴収への変更（特別徴収から外す）

⇒ 処理は行いますが、通知書の発送は6月以降になります。

(2) 退職等による特別徴収の一括徴収（特別徴収から外す）

⇒ 届出書に記入した納入月に一括納入してください。

システム上では4月分で一括納入として処理しますので、通知書は4月分での一括納入と記載されます。

例：一括徴収分を3月分で納入しても、通知書には4月分で納入と記載されます。

(3) 普通徴収から特別徴収への変更（特別徴収に入れる）

⇒ 現年度分の普通徴収を特別徴収に変更できません。

期間中は、新年度分からの特別徴収開始のみの受付となります。

なお、転勤等による特別徴収継続、事業所の所在地・名称変更の処理は、出納閉鎖期間の影響を受けません。

### 3. 納期の特例の申請について

#### 1. 納期の特例とは

納期の特例は、給与の支払を受ける従業員が 常時10人未満である事業所が、市長の承認を受けることにより、特別徴収税額を年2回に分けて納入することができる制度です。

#### 2. 特別徴収税額の納入時期

納期の特例について承認を受けた場合も、従業員の給与からは毎月、個人住民税を引き去り（特別徴収）する必要がありますが、特別徴収した月の税額を年2回にまとめて納入できるメリットがあります。

年2回の納期は次のとおりとなります。

- ・ 6月～11月分：令和5年12月11日
- ・ 12月～翌年5月分：令和6年6月10日

※土曜日、日曜日又は祝日の場合は、翌営業日が納期限となります。

#### 3. 申請手続

納期の特例の申請方法には2通りあります。どちらか該当する方法で申請してください。

- ①給与支払報告書の提出時に申請する場合（毎年1月末日締切）
- ②年度の途中で申請する場合（随時受付）

「特別徴収税額の納期の特例申請書」に必要事項を記入のうえ大船渡市総務部税務課市民税係まで提出してください。

申請書の受付後に審査を行い、結果について通知します。

納入書は、通常通り12か月分を送付いたします。半期ごとに6か月分の納入書を一括で使用してください。

#### 留意事項

- 給与の支払を受けている従業員数が常時10人以上となった場合は、「納期の特例の要件を欠いた場合の届出書」を提出してください。
- 従業員の異動があった場合は、必ず「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。
- 滞納があった場合、納期の特例の承認が取り消されることがあります。
- 様式は大船渡市のホームページからダウンロードできます。



## 4. 納期限について

特別徴収税額（月割額）の納入方法については、翌月10日までに納入することとし、本年6月から翌年5月までの計12回払いとなります。

なお、納期の特例の承認を受けた場合は、12月と翌年6月の計2回払いとなります。

通常の場合（12回払）		納期特例の場合（2回払）	
	納期限		納期限
6月分	令和 5年 7月10日	1回目 (6月～11月分)	令和 5年12月11日
7月分	令和 5年 8月10日		
8月分	令和 5年 9月11日		
9月分	令和 5年10月10日		
10月分	令和 5年11月10日		
11月分	令和 5年12月11日		
12月分	令和 6年 1月10日	2回目 (12月～5月分)	令和 6年 6月10日
1月分	令和 6年 2月13日		
2月分	令和 6年 3月11日		
3月分	令和 6年 4月10日		
4月分	令和 6年 5月10日		
5月分	令和 6年 6月10日		

# 記入例①【退職による普通徴収の場合】

※1月1日から4月30日までの間に退職した場合は、一括徴収(記入例②)になります。

特別徴収義務者の法人番号(個人事業主の場合は個人番号)と特別徴収義務者指定番号を忘れずに記入してください。

必ず、個人番号を記入してください。

必ず記入してください  
 三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務付けられています。  
 給与の支払いを受けなくなった日の属する月の翌月の十日までに提出してください。  
 〒185-0011 大船渡市盛町字津野沢15 大船渡市役所 税務課 市民税係

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書  
 特別徴収

注意事項	大船渡市長様	所在地	〒022-0003 大船渡市盛町字下館下35番地1		年度	新年度	3. 両年度								
①提出 ・異動 ・一月 ・法人	給与特	フリガナ	オオフナトシショウジ		特別徴収義務者番号	6543210									
		氏名又は名称	大船渡市商事		宛名番号										
		個人番号 又は法人番号	1	0	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	1
			←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載												
						担連当結者先	所属	総務課人事係		氏名	大船渡 花子		電話	012-345-6789 内線(1234)	
給与所得者	フリガナ	オオフナト タロウ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法						
	氏名	大船渡 太郎													
	生年月日	平成 11 年 7 月 25 日		6	11	令和〇	1	1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 ・合併・解散 その他 理由	3						
	個人番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1		10	5	10	31								
	受給者番号														
1月1日現在の住所	大船渡市盛町字津野沢15番地														
異動後の住所	大阪府大阪市中央区大阪城1番1号		120,000	50,000	70,000										
1. 特別徴収継続の場合(転勤等)										異動の事由は【1】、徴収方法は【3】					
新しい勤務先(特別徴収義務者)	特別徴収義務者指定番号			(新規) 法人番			月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。								
	所在地						受給者番号								
	フリガナ						納入書の要否(新規の場合のみ記載)		右から番号を記入 1. 必要 2. 不要						
2. 一括徴収の場合										左記の一括徴収した税額は、月分(翌月10日納入期限分)で納入します。					
理由	右から番号を記入	1. 異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため				徴収予定額(上記(ウ)と同額)									
		2. 異動が 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため													
3. 普通徴収の場合										※市町村記入欄					
理由	右から番号を記入	1. 異動が令和〇年12月31日までで、一括徴収の申出がないため													
		2. 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため													
		3. 死亡による退職であるため													
										TEL 要/不要					
										現/新					
										文/M/E					

徴収済額と未徴収税額は記入してください。  
 税額が分からない場合は、6月から何月まで徴収済で何月から未徴収なのか、必ず記入してください。



# 記入例③【転勤等による特別徴収継続の場合】

特別徴収義務者の法人番号（個人事業主の場合は個人番号）と特別徴収義務者指定番号を忘れずに記入してください。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

個人番号を記入してください。

個人番号を必ず記入してください。  
日付は四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務付けられています。  
あった場合は、給与の支払いを受けなくなった日の属する月の翌月の十日までに提出してください。  
〒022-0003 大船渡市盛町字津野沢15番地 大船渡市役所 税務課 市民税係

年度		2. 新年度	3. 両年度
特別徴収義務者指定番号	6543210		
宛名番号			
所属	総務課人事係		
氏名	大船渡 花子		
電話	012-345-6789 内線(1234)		
担連当絡者先			
フリガナ	オオフナト タロウ		
氏名	大船渡 太郎		
生年月日	平成 11年 7月 25日		
個人番号	012345678901		
受給者番号			
1月1日現在の住所	大船渡市盛町字津野沢15番地		
異動後の住所			
(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額(ア-イ)	異動日
120,000 円	50,000 円	70,000 円	令和〇年 10月 31日
6 月から 10 月まで	11 月から 5 月まで		
異動の事由		1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散	
1		2	
1. 特別徴収継続		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収	

異動の事由は【2】、徴収方法は【1】

1. 特別徴収継続の場合(転勤等)			
特別徴収義務者指定番号	1234567	法人番号	1012345678901
所在地	〒022-0003 大船渡市盛町下館下14番地1		
フリガナ	リクチュウカイガンブッサン		
氏名又は名称	陸中海岸物産 株式会社		
担当	所属	氏名	電話
	総務課人財係	陸中 海岸	987-654-3210 内線(4321)
新しい勤務先へは、月割額 10,000 円を	11 月分(翌月10日納付期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。		
納入書の要否(新規の場合のみ記載)	右から番号を記入 1. 必要 2. 不要		

新勤務先の所在地や担当部署名を記入してください。

月割額と新勤務先で何月分から徴収することになるかを記入してください。

2. 一括徴収		徴収予定月日	月 日
3. 普通徴収の場合		※市町村記入欄	
理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため <input type="checkbox"/> 2. 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため <input type="checkbox"/> 3. 死亡による退職であるため		
TEL 要・不要	支	M	E
	現	新	

# 記入例④【特別徴収から普通徴収に変更する場合】

休職(産休含む)や死亡退職等の理由で、特別徴収から普通徴収に変更する場合  
但し1月1日から4月30日の間に、死亡退職以外の理由で普通徴収に変更はできません。

特別徴収義務者の法人番号(個人事業主の場合は個人番号)と特別徴収義務者指定番号を忘れずに記入してください。

個人番号を記入願います。

個人番号を記入願います。  
平成11年7月25日提出  
〒022-0003 大船渡市盛町字下館下35番地1  
大船渡市盛町字津野沢15番地  
令和0年5月31日  
特別徴収義務者指定番号  
宛名番号  
所属  
氏名  
電話  
内線(1234)  
1. 特別徴収継続  
2. 一括徴収  
3. 普通徴収(本人納付)  
1. 退職  
2. 転職  
3. 休職  
4. 死亡  
5. 支払少額・不定期  
6. 合併  
7. 会社解散  
8. その他  
理由

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書		年度	2. 新年度	3. 両年度
様	〒 022-0003 大船渡市盛町字下館下35番地1	収義務者 定番号	6543210	
フリガナ	オオフナトシショウジ	宛名番号		
氏名又は名称	大船渡市商事	所属	総務課人事係	
個人番号 又は法人番号	1 0 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 1	担連 当者先	氏名	大船渡 花子
	←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載	電話	0 1 2 - 3 4 5 - 6 7 8 9 内線(1234)	
フリガナ	オオフナト タロウ	異動年月日	令和0年	5月
氏名	大船渡 太郎	異動の事由	1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併 7. 会社解散 8. その他 理由	
生年月日	平成 11 年 7 月 25 日	異動後の未徴収 税額の徴収方法	3 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収(本人納付)	
個人番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1	特別徴収税額 (年税額)	6 月	11 月
受給者番号		徴収済額	10 月	5 月
1月1日 現在の住所	大船渡市盛町字津野沢15番地	未徴収税額 (ア)-(イ)	31 日	
異動後の 住所		120,000 円		
		50,000 円		
		70,000 円		

異動の事由は【あてはまる番号】を、徴収方法は【3】

1. 特別徴収継続の場合(転勤等)

特別徴収義務者 指定番号	新規	法人番号	
所在地	〒	担当者連絡先	
フリガナ		所属	
氏名又は名称		氏名	
		電話	
		内線( )	
		納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合

理由	1. 異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限 分)で納入します。
		月 日	円	

3. 普通徴収の場合

理由	1. 異動が令和0年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	淡市町村記入欄	TEL 要/不要	支 M E	現 新
----	---	---------	-------------	-------------	--------

# 記入例⑤【普通徴収から特別徴収に変更する場合】

《 記入例 》

普通徴収から特別徴収への切替届出書

※法人(個人)番号は右づめで記入

年 月 日  大 船 渡 市 長 様	給(特別徴収義務者)支私務者	所在地(住所)	郵便番号	大船渡市盛町字下館下14番地1	法人番号(個人番号)	1	0	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	1		
		フリガナ	オオフナトシショウジ			特別徴収義務者指定番号	654321 / 新規													
		名称	株式会社 大船渡市商事			連絡者の係及び氏名並びにその電話番号	係	給与係												
		代表者の職氏名	代表取締役 大船渡一郎			氏名	オオフナト ハナコ													
					電話	大船渡 花子														
					012 ( 345 ) 6789															

次の納税者において、 10 月分( 11 月 10 日納期限) より特別徴収を希望します。

住所	大船渡市盛町字津野沢15番地		普通徴収税額	年税額	第1期	30,000	円	※市記入欄										
フリガナ	オオフナト タロウ			120,000	第2期	30,000	円	/										
氏名	大船渡 太郎				第3期		円	/										
生年月日	昭和 33 年 11 月 22 日				第4期		円	/										
個人番号	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	納付済税額	60,000		円(第 2 期まで)	※市記入欄	

(注意事項)

- ◆ 法人(個人)番号を必ず記入してください。
- ◆ 普通徴収の納期限が経過した分については、特別徴収に切り替えることができません。
- ◆ 特別徴収の開始を希望する月の前月10日までに提出してください。
- ◆ 二重納付防止のため、ご本人あてに送付された普通徴収分の納入済通知書(納入用紙)を同封してください。

希望する月の前月10日までに提出してください。

例：10月希望の場合 → 9月10日までに提出

必要	/	□
額		円
額		円
月分		円
月分～		円
支		督
M		併
E		年

提出先 〒022-8501 大船渡市盛町字津野沢15 大船渡市役所 税務課 市民税係

# 記入例⑥【退職金に市民税・県民税がかかる場合】

<< 記入例 >>

退職所得に係る市民税・県民税の納入内訳書

令和〇年12月12日提出

大船渡市長様

法人（個人）番号： 1098765432101

特別徴収義務者指定番号： 654321

所在地又は住所： 大船渡市盛町字下館下35-1

名称又は氏名： 株式会社 大船渡市商事

電話 012(345)6789 担当 大船渡 花子

名前、住所、勤続年数、退職金の額、徴収した市民税・県民税の額を記入してください。

令和〇年〇月〇月分（退職手当等から市民税・県民税を徴収した「年」「月」を記入してください。）

	退職 氏名	退職する年の1月1日現在の住所	勤続年数 1年未満端数切上	退職手当金等 の総支払金額	特別徴収税額			摘要(他の退職手当等)
					市民税	県民税	合計	
1	大船渡 太郎	大船渡市 盛町字宇津野沢15番地	29年	27,636,000円	400,000円	266,700円	666,700円	
2		大船渡市						
3		大船渡市						
4		大船渡市						
5		大船渡市						
6	16頁、17頁に納入書の記入例がありますので、併せてご確認ください。							
7		大船渡市						
8		大船渡市						
9		大船渡市						
10		大船渡市						
	人員計	1人	計	27,636,000円	200,000	133,300	333,300	

## 6. 納入書の取扱いについて

特別徴収の納入書につきましては、OCR（光学文字読取装置）により数字を読み取りますので、次の点に留意し、お取扱ください。

- ①納入書には、税額が印字されていますので、納入税額に変更がない場合、何も記入しないで納入してください。
- ②**納入する金額に変更がある場合（退職・転勤・税額変更等）は、「納入金額(1)」欄の金額を黒色の二重の横線で抹消し、「納入金額(2)」欄に納入する金額を記入してください。**

《記入上の留意点》

- ①黒のボールペンで記入してください。
- ②数字を記入する場合は、ワクからはみ出さないようにしてください。
- ③記入数字の字体については、次のようにしてください。

字体例・・・1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

※特に数字の「1」については、斜めに記入しないでください。

- ④「納入金額(2)」欄の数字の頭に「¥、金・等」は記入しないでください。
- ⑤納入済通知書は、汚したり折り曲げたりしないでください。

《 記入例 1 》

退職・転勤・税額変更等で、給与分の支払額を変更する場合

**岩手県大船渡市 個人市民税 個人県民税 領収証書** (公)

市区町村コード	口座番号	加入者名
0 3 2 0 3 4	02360-5-960079	大船渡市会計管理者
令和 〇 12 年 月 分	指定番号	納入金額(1)
	6543210	=150000= ← 円

	納	給与分 <small>(一括徴収分を含む)</small>	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	入	退職所得分					1	7	0	0	0
	金	延滞金									
	額	督促手数料									
	(2)	合計額					1	7	0	0	0

(特別徴収義務者)

住所 大船渡市盛町字下館下35番地1

及び 株式会社大船渡市商事

氏名 様

領収日付印

上記のとおり領収しました。 (納入者保管)

退職所得分の欄は、給与から徴収した住民税ではなく、退職金から徴収した住民税です。

「納入金額(1)」の金額を二重横線で抹消した後、訂正後の金額を記入することは、読取装置の誤作動等により誤った処理がされてしまう恐れがありますので、絶対にしないでください。

訂正後の金額は必ず「納入金額(2)」に記載してください。



《 記入例 2 》

予備の納入書を使用して納入する場合

岩手県大船渡市 個人市民税 個人県民税 領収証書 (公)											
市区町村コード 0   3   2   0   3   4	口座番号 02360-5-960079	加入者名 大船渡市会計管理者									
令和 〇 12 年 月 日	指定番号 6543210	納入金額(1) 円									
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは納入金額(1)の欄を横線で抹消し納入金額(2)の欄に記入してください。	納給与分(一括退職分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
	入退職所得分					1	0	0	0	0	0
金延滞金											
納期限 年 月 日	督促手数料										
(2)合計額						1	0	0	0	0	0
(特別徴収義務者) 住所 及び 氏名 大船渡市盛町字下館下35番地1 株式会社大船渡市商事		領収日付印 様									

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

岩手県大船渡市 個人市民税 個人県民税 納入書 (公)											
市区町村コード 0   3   2   0   3   4	口座番号 02360-5-960079	加入者名 大船渡市会計管理者									
令和 〇 12 年 月 日	指定番号 6543210	納入金額(1) 円									
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは納入金額(1)の欄を横線で抹消し納入金額(2)の欄に記入してください。	納給与分(一括退職分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
	入退職所得分					1	0	0	0	0	0
金延滞金											
納期限 年 月 日	督促手数料										
(2)合計額						1	0	0	0	0	0
(特別徴収義務者) 住所 及び 氏名 大船渡市盛町字下館下35番地1 株式会社大船渡市商事		領収日付印 様									

上記のとおり納入します。(金融機関保管)

お願い  
この通知書は直接機械で処理しますので  
汚したり折り曲げたりしないでください。

岩手県大船渡市 個人市民税 個人県民税 納入済通知書 (公)											
市区町村コード 0   3   2   0   3   4	口座番号 02360-5-960079	加入者名 大船渡市会計管理者									
令和 〇 12 年 月 日	指定番号 6543210	納入金額(1) 円									
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは納入金額(1)の欄を横線で抹消し納入金額(2)の欄に記入してください。	納給与分(一括退職分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
	入退職所得分					1	0	0	0	0	0
金延滞金											
納期限 年 月 日	督促手数料										
(2)合計額						1	0	0	0	0	0
取りまとめ店所 仙台貯金事務センター (〒980-8794)		領収日付印									
(特別徴収義務者) 住所 及び 氏名 大船渡市盛町字下館下35番地1 株式会社大船渡市商事		(受付店一岩手銀行大船渡支店→大船渡市)(市保管)									

上記のとおり通知します。

※予備の納入書を使用する場合は、㊦何年何月分としての納入か、㊧特別徴収義務者指定番号、㊨納入金額を必ず記入してください。

《 記入例 3 》

給与分の支払額に変更なく、退職所得分の  
市民税・県民税を合わせて納入する場合

**岩手県大船渡市 個人市民税 個人県民税 領収証書** (公)

市区町村コード		口座番号		加入者名							
0 3 2 0 3 4		02360-5-960079		大船渡市会計管理者							
令和 ○ 12 年 月 分		指定番号		納入金額(1)							
		6543210		<del>150000</del> 円							
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは納入金額(1)の欄を横線で抹消し納入金額(2)の欄に記入してください。	納	給与分 <small>(一括徴収分を含む)</small>	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	入	退職所得分					1	5	0	0	0
	金	延滞金					6	6	6	7	0
	額	督促手数料									
	(2)	合計額					8	1	6	7	0
納期限		令和 ○ 1 10 年 月 日									
(特別徴収義務者) 住所 及び 氏名 大船渡市盛町字下館下35番地1 株式会社大船渡市商事				領収日付印 様							

上記のとおり領収しました。 (納入者保管)

《 記入例 4 》

退職所得に係る市民税・県民税のみ納入する場合

**岩手県大船渡市 個人市民税 個人県民税 領収証書** (公)

市区町村コード		口座番号		加入者名							
0 3 2 0 3 4		02360-5-960079		大船渡市会計管理者							
令和 ○ 12 年 月 分		指定番号		納入金額(1)							
		6543210		円							
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは納入金額(1)の欄を横線で抹消し納入金額(2)の欄に記入してください。	納	給与分 <small>(一括徴収分を含む)</small>	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	入	退職所得分					6	6	6	7	0
	金	延滞金									
	額	督促手数料									
	(2)	合計額					6	6	6	7	0
納期限		令和 ○ 1 10 年 月 日									
(特別徴収義務者) 住所 及び 氏名 大船渡市盛町字下館下35番地1 株式会社大船渡市商事				領収日付印 様							

上記のとおり領収しました。 (納入者保管)

※退職所得に係る市民税・県民税を納入する場合、納入済通知書裏面の「市民税・県民税納入申告書」及び「退職所得に係る市民税・県民税の納入内訳書」を必ず記入してください。

《 裏面 》

市民税・県民税 納入申告書(退職手当分)													
大船渡市長 様										( 受 付 印 )			
令和 ○ 年 12 月 12 日 提 出													
令和 ○ 年 12 月 分				人 員			1 人						
退 職 手 当 等 額		支 払 金		億	千	百	十	万	千	百	十	円	
					2	7	6	3	6	0	0	0	
特 別 徴 収 税 額	市 民 税						4	0	0	0	0	0	
	県 民 税						2	6	6	7	0	0	
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により、上記のとおり分離課税にかかる所得割の納入について申告します。													
特 別 徴 収 義 務 者	所 在 地 又 は 住 所		大船渡市盛町字下館下35-1										
	名 又 は 氏 称		株式会社 大船渡市商事										
法 人 番 号	1	0	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	1

退職所得の分離課税に係る特別徴収税額は市民税・県民税納入書で納入してください。

納入の際は、個人市民税・県民税納入書の表面にある「退職所得分」欄3箇所、それぞれ金額を記入し、「個人市民税・県民税納入済通知書」裏面の「市民税・県民税納入申告書(退職手当分)」に必要事項を記入してください。

また、本紙後半の「退職所得に係る市民税・県民税の納入内訳書」をあわせて作成し、税務課へ提出してください。

※法人番号を忘れずに記入してください。

※ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

## 7. 各種異動届出書について

給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書	19頁
普通徴収から特別徴収への切替届出書	21頁
特別徴収義務者所在地・名称変更届出書	23頁
退職所得に係る市民税・県民税の納入内訳書	25頁

それぞれ切り取るかコピーしてお使いください。大船渡市のホームページからもダウンロード※できます。

※4頁を参照してください。

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書  
特別徴収

注意事項		給与支払報告										年度															
<p>・法人(個人)番号を必ず記入してください</p> <p>・一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務付けられています。</p> <p>・異動があった場合は、給与の支払いを受けなくなった日の属する月の翌月の十日までに提出してください。</p> <p>◎提出先 〒〇二二・八五〇一 大船渡市盛町字津野沢十五 大船渡市役所 税務課 市民税係</p>		大船渡市 長 様		所在地		〒										1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度									
		年 月 日 提出		フリガナ		氏名又は名称		←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載										特別徴収者指定番号	宛名番号	所属	氏名	電話					
		特別徴収者 給与支払者		フリガナ		氏名		特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)		異動日		異動の事由		異動後の未徴収 税額の徴収方法									
		給与所得者		フリガナ		氏名		生年月日		個人番号		受給者番号		1月1日現在の住所		異動後の住所		円		円		円		年 月 日		<input type="checkbox"/> 1. 退職 <input type="checkbox"/> 2. 転職 <input type="checkbox"/> 3. 休職 <input type="checkbox"/> 4. 死亡 <input type="checkbox"/> 5. 支払少額 <input type="checkbox"/> 6. 合併 <input type="checkbox"/> 7. その他 (事由・理由)	
1. 特別徴収継続の場合(転勤等)													新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。														
新しい勤務先(特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号		所在地		フリガナ		氏名又は名称		法人番号		所属 氏名		担当者 連絡先 電話		受給者番号		納入書の要否 (新規の場合のみ記載)		右から 番号を 記入		1. 必要 2. 不要						
2. 一括徴収の場合													左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分(翌月10日納入期限 分)で納入します。														
理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が _____ 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため <input type="checkbox"/> 2. 異動が _____ 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		徴収予定月日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		月 日		円																		
3. 普通徴収の場合													*市町村記入欄					TEL □ / 要・不要									
理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が _____ 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため <input type="checkbox"/> 2. _____ 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため <input type="checkbox"/> 3. 死亡による退職であるため																										

切り取り

切り取るかコピーしてお使いください。













## 退職所得に係る市民税・県民税の納入内訳書

年 月 日 提出

大船渡市長 様

法人（個人）番号： \_\_\_\_\_

特別徴収義務者指定番号： \_\_\_\_\_  
〒

所在地又は住所： \_\_\_\_\_

名称又は氏名： \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_ 担当 \_\_\_\_\_

年 月分 （退職手当等から市民税・県民税を徴収した「年」「月」を記入してください。）

	退職者の氏名	退職する年の1月1日現在の住所	勤続年数 <small>1年未満繰上</small>	退職手当金等 の総支払金額	特別徴収税額			摘要(他の退職手当等)
					市民税	県民税	合計	
1		大船渡市	年	円	円	円	円	
2		大船渡市						
3		大船渡市						
4		大船渡市						
5		大船渡市						
6		大船渡市						
7		大船渡市						
8		大船渡市						
9		大船渡市						
10		大船渡市						
	人員計	人	計					

切り取るかコピーしてお使いください。

切り取り

